（助成）

**第七十七条の四**　政府は、被害者保護増進等計画に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構に対する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条第一項の交付並びに独立行政法人自動車事故対策機構法第五条第三項の出資及び同法第十八条第一項の貸付け並びに独立行政法人自動車事故対策機構その他の被害者保護増進等計画に規定する事業を実施する者に対する補助を行うものとする。

**第四節**　雑則

第七十八条の見出しを「（自動車事故対策事業賦課金）」に改め、同条中「者は」の下に「、第七十一条に規定する自動車事故対策事業に必要な費用に充てるため」を加え、「自動車損害賠償保障事業賦課金」を「自動車事故対策事業賦課金」に改める。

第七十九条中「第七十二条第一項後段」を「第七十二条第一項第二号」に、「てん補」を「塡補」に改める。

第八十条第一項及び第四項並びに第八十一条中「自動車損害賠償保障事業賦課金」を「自動車事故対策事業賦課金」に改める。

第八十二条の見出しを「（自動車事故対策事業に関する費用の繰入れ）」に改め、同条第一項中「自動車損害賠償保障事業賦課金」を「自動車事故対策事業賦課金」に改める。

第八十三条中「自動車損害賠償保障事業」を「自動車事故対策事業」に改める。

第八十六条の三中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号を削り、同条に次の一項を加える。

2　第八十四条の二第二項又は第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十七条中「受けた」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第八十七条の二中「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第八十八条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第二十三条の十七第四項又は第二十三条の二十一第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第八十八条の二中「ときは」を「場合には」に改め、同条第一号中「第二十三条の十五第一項」を「第二十三条の十七第一項」に改め、同条第二号中「第二十三条の十六」を「第二十三条の十八」に改め、同条第三号中「第二十三条の十七第一項」を「第二十三条の十九第一項」に改める。

第八十九条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第九十条中「第八十六条の三第一号若しくは第二号」を「第八十六条の三第一項」に改める。

附則第三項中「第二百十三条第一項第一号ロ」を「第二百十三条第一項第一号ヘ」に改める。

附則中第四項の前の見出し、同項から第六項まで、第七項の前の見出し、同項及び第八項を削る。

（特別会計に関する法律の一部改正）

**第二条**　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百十条第一項中「自動車損害賠償保障事業」を「自動車事故対策事業」に改め、同条第二項中「自動車損害賠償保障事業」を「自動車事故対策事業」に、「の規定による」を「第七十一条に規定する」に改める。

第二百十二条中「保障勘定」を「自動車事故対策勘定」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（自動車事故対策勘定の基金）

**第二百十二条の二**　自動車事故対策勘定においては、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十五号）附則第三条第四項の規定によりこの勘定に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額（同法第二条の規定による改正前の附則第五十五条第一項に規定する自動車事故対策計画に基づく交付等に係るものに限る。）に相当する金額をもって基金とする。

2　前項の基金の金額は、第二百十八条第二項又は第三項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。

第二百十三条第一項中「保障勘定」を「自動車事故対策勘定」に改め、同項第一号イ中「自動車損害賠償保障事業賦課金」を「自動車事故対策事業賦課金」に改め、同号中ホをリとし、ロからニまでをヘからチまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　積立金からの受入金

ハ　積立金から生ずる収入

ニ　自賠法第七十七条の四の規定による貸付金の償還金

ホ　独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十五条第二項の規定による納付金

第二百十三条第一項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、同号イ中「第七十二条第一項及び第二項」を「第七十二条第一項各号」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　自賠法第七十七条の四の規定による交付金並びに出資金及び貸付金並びに補助金

第二百十三条第二項第一号ホ中「保障勘定」を「自動車事故対策勘定」に改め、同項第二号イ中「自動車損害賠償保障事業」を「自動車事故対策事業」に改める。

第二百十四条及び第二百十五条第一項中「保障勘定」を「自動車事故対策勘定」に改める。

第二百十六条の見出し中「保障勘定」を「自動車事故対策勘定」に改め、同条中「自動車損害賠償保障事業」を「自動車事故対策勘定」に、「保障勘定」を「自動車事故対策勘定」に改める。

第二百十八条中「保障勘定」を「自動車事故対策勘定」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、自動車事故対策勘定において、毎会計年度の被害者保護増進等事業（自賠法第七十七条の二第一項に規定する被害者保護増進等事業をいう。以下この節において同じ。）に係る損益計算上の利益として政令で定めるところにより算定した金額がある場合には、同勘定の基金に組み入れて整理するものとする。

3　第一項の規定にかかわらず、自動車事故対策勘定において、毎会計年度の被害者保護増進等事業に係る損益計算上の損失として政令で定めるところにより算定した金額がある場合には、同勘定の基金を減額して整理するものとする。

第二百十八条の次に次の一条を加える。

（積立金）

**第二百十八条の二**　自動車事故対策勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、被害者保護増進等計画（自賠法第七十七条の三第一項に規定する被害者保護増進等計画をいう。以下この節において同じ。）を安定的に実施するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2　前項の積立金は、被害者保護増進等計画を実施するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、自動車事故対策勘定の歳入に繰り入れることができる。

第二百十九条及び第二百二十一条（見出しを含む。）中「保障勘定」を「自動車事故対策勘定」に改める。

附則第五十五条の見出し中「及び自動車事故対策計画に基づく交付等」を削り、同条第一項中「（以下「なお効力を有する旧自賠法」という。）」及び「（以下「自動車損害賠償責任再保険事業等」という。）並びに自賠法（第二百十条第二項に規定する自賠法をいう。以下同じ。）附則第四項の自動車事故対策計画（以下「自動車事故対策計画」という。）に基づく自賠法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助（以下「自動車事故対策計画に基づく交付等」という。）」を削り、同条第二項を削る。